

4 士別市立病院事故調査委員会の設置

4-1 委員会設置の背景

2014年（平成26年）の医療法改正（平成27年10月1日施行）により、「医療の提供に起因（疑い）する死亡かつ予期せぬ事故」について「医療事故調査・支援センター」に報告するとともに「遺族への説明」、「必要な調査」が義務付けられた。

これに従い、本院に「事故調査委員会」についての要綱が無いことから、新たに設置する。

4-2 士別市立病院事故調査委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療法第6条の10に定める「医療事故（士別市立病院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産のうち死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この要綱において同じ）」が発生した際、同法6条の11に基づき原因を明らかにするため必要な事項を定めるものとする。

（事故調査委員会の設置）

第2条 士別市立病院において医療事故に該当すると疑われる事例が発生時した場合、院長は関係者を招集し「緊急対策会議」を開催のうえ、必要と判断したときは、事故調査委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第3条 委員会は院長の命を受け、当該医療事故に関する次の事項を所掌する。

- （1）事実関係の調査と記録の作成・保管に関すること
- （2）医療事故調査・支援センターへの報告に関すること
- （3）医療事故の原因究明・調査に関すること
- （4）患者・家族等への対応の検討に関すること
- （5）その事例に関する病院としての方針（初期、長期）の決定に関すること
- （6）その他事故調査に関すること

2 前項で所掌された結果は速やかに院長へ報告する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 副院長
- (2) 医療安全管理室長
- (3) 医療安全管理者
- (4) 看護部長
- (5) 経営管理部長
- (6) 薬剤科長
- (7) 外部委員（必要に応じて院長が指名する）

2 前項第1号から第5号の委員が、当該医療事故に直接関係する場合は、当該医療事故を扱う委員会の審議に参加することができない。

3 前項の場合において、院長が必要と認めた場合には、臨時の委員を指名することができる。

4 委員の任期は、当該委員会発足日から任務の完了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は第4条第1項第1号から第6号の委員の中から院長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集する。
- 3 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、院長の指名する委員が職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、当該委員会の委員として知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医療安全管理室において処理する。

(その他)

第9条 本規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項に関しては、院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日より改訂する。

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日より改訂する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より一部改訂する。